

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 47 号

函館市児童館条例の一部改正について

函館市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市児童館条例の一部を改正する条例

函館市児童館条例（昭和 35 年函館市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1 項中「（指定管理児童館（第 17 条第 1 項に規定する指定管理児童館をいう。第 3 項および第 4 項において同じ。）を除く。次項において同じ。）」を削り、同条第 3 項および第 4 項を次のように改める。

3 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

4 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第 2 項の使用料を減免することができる。

第 9 条第 5 項および第 6 項を削る。

第 10 条を削る。

第 11 条の見出しを「（使用料の不還付）」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条第 1 項中「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とする。

第 17 条第 1 項中「以下」を「次項において」に改め、「地方自治法」の後に「（昭和 22 年法律第 67 号）」を、「指定管理者」の後に「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 3 項中「第 12 条、第 13 条、前条および別表備考」を「第 11 条、第 12 条および前条」に改め、「（同表備考を除く。）」を削り、「「指

定管理者」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「徴収する」とあるのは「支払わなければならない」を「、「指定管理者」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項から第4項まで、第10条および別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた許可に係る使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用に限る。）について適用し、施行日前の使用および施行日前にされた許可に係る施行日以後の使用（暖房の使用を除く。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の指定管理児童館（改正後の第16条第1項に規定する指定管理児童館をいう。）の使用に係るもの）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更するもの）をいう。以下同じ。）がなされた場合における当該変更許可に係る使用（暖房の使用を除く。以下同じ。）については、当該当初許可に係る利用料金を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の第9条第2項および別表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額（以下「変更後額」という。）が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の第9条第5項および別表（改正前の第17条第3項において読み替えて適用される場合に限る。以下同じ。）の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額（以下「当初額」という。）を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の第9条第4項から第6項まで、第10条第2項、第11条第2項および別表の規定が適用される利用料金とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の第9条第4項から第6項まで、

第10条第2項、第11条第2項および別表の規定が適用される利用料金とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の第9条第2項から第4項まで、第10条および別表の規定が適用される使用料とみなす。

(提案理由)

指定管理者が管理する児童館の専用使用に係る料金を使用料として徴収することとするため